

プロポーザル方式による事業者選定結果表				
プロポーザルに付した事項		担当課 都市整備部都市総務課 件名 淡路市南部生活観光バス路線運行業務		
審査の日時		令和6年6月26日（水）午前9時30分		
審査の場所		防災あんしんセンター 2階 多目的ホール		
予定価格		契約予定金額		
¥270,000,000-		¥262,642,000-		
当選基準点(当選要件)		総合得点の6割(480点)以上		
候補者名		本四海峡バス株式会社	総合点	659点
番号	提案者氏名（五十音順）	候補者の選定理由		
1	本四海峡バス株式会社	本事業を遂行するにあたり、事業計画が適切であり、淡路市南部生活観光バス路線運行業務の実施に大きく期待できるため		
契約予定金額		¥262,642,000.- （うち消費税及び地方消費税） ¥24,545,454.-		
＜プロポーザルに参加する者に必要な資格＞				
次の要件を全て満たすものとする。 （1）法人格を有し、提案書提出期限の日までに、令和6・7年度淡路市競争入札参加資格者名簿（物品製造・役務提供）に登録があり、大分類「運搬・保管」小分類「旅客運送」に登録されていること。 （2）道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を現に実施している事業者若しくは運行開始日までに取得する見込みの者又は「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準（改正令和6年3月22日）について（以下「公示基準」という。）」、定められた審査基準を運行開始予定日までに国土交通省の認可・運賃認可等を完了し、問題なく運行を開始できる事業者であること。なお、許可申請等に要する費用は、参加事業者が負担するものとする。こと。 （3）公示基準1（3）①に定める営業所を運行開始予定日までに淡路島内に有する事業者であること。 （4）本募集要項の公告の日を基準として、直近3年間に於いて国土交通大臣から道路運送法第40条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の停止処分の措置を受けていないこと。 （5）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （6）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（当該更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがなされている場合であっても、当該更生計画の認可又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）であること。 （7）会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。 （8）淡路市指名停止基準に関する規程（平成17年淡路市訓令第21号）による指名停止の措置を受けていない者であること。 （9）淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員及び同条第3号に定める暴力団密接関係者に該当しないこと。 （10）国税、都道府県税、市税その他の本市に納めるべき料金等に滞納がないこと。				

履行場所 淡路市